

健康衛生課の取組み

2024年6月13日

健康衛生課よりのお願いです。

【怪我・体調不良時の対応について】

千葉科学大学 健康衛生課では医師が常駐しておらず、診療所ではないため、治療や与薬は出来ませんのでご了承ください。

2014年、薬事法が改正された際に大学内で一度は周知していましたが、現在でも鎮痛薬や湿布を求めて来室する学生がいます。最近では、アレルギー体質の方も増え、市販薬でも合わない薬を内服した場合には重篤な状態に陥る事態も予測できることから、健康衛生課では市販薬の提供も行いません。改めて周知をすると共に、学生の皆さんには、普段から飲み慣れた市販薬(持病がある場合には掛かりつけ医と相談の上)を常時携帯する等の対応をお願いします。

健康衛生課では、怪我などの応急処置として傷の洗浄と滅菌ガーゼや絆創膏による被覆、縫合の必要がある傷への三角巾等による止血処置を行います。噛み傷や化膿する可能性がある傷に対しては、例外的に消毒を行うこともあります。受診が必要であれば適切な医療機関を紹介しています。その際には、健康保険証が必要となりますので、いざという時に慌てないように登校時には忘れずに携帯をお願いします。

また、体調不良でベッドで休養をする場合には、1時間を目安に退室をしていただいています。ご理解とご協力をお願いいたします。

